

伊佐市強靱化地域計画

鹿児島県伊佐市

令和2年12月策定
(令和7年4月改定)

目次

第1章 計画策定の趣旨、位置付け

第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	本計画の位置付け	1
第3節	計画期間	1

第2章 基本的な考え方

第1節	基本目標	2
第2節	事前に備えるべき目標	2
第3節	基本的な方針	2
第4節	地域の特性に応じた施策の推進	3

第3章 市の地域特性及び災害想定

第1節	伊佐市の地域特性	4
第2節	対象とする自然災害	5

第4章 脆弱性評価

第1節	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	7
第2節	脆弱性評価結果	8

第5章 本計画の推進方針

第1節	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針	21
第2節	指標	32

第6章 本計画の推進

第1節	市の他の計画等の必要な見直し	33
第2節	市地域計画の進捗管理	33

第1章 計画策定の趣旨、位置付け

第1節 計画策定の趣旨

国においては、東日本大震災の発生などを踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成25年（2013年）12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、平成26年（2014年）6月には「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）を、また、鹿児島県においては、平成28年（2016年）3月に「鹿児島県地域強靱化計画」（以下「県地域計画」という。）を策定したところである。

伊佐市強靱化地域計画（以下「本計画」という。）は、これまでの防災・減災対策に関する取組を念頭に、今後の本市の強靱化に関する施策を、国基本計画や県地域計画との調和を図りながら、国、県、民間事業者など関係者相互の連携のもと、総合的、計画的に推進するために策定するものである。

第2節 本計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、第2次伊佐市総合振興計画（以下「市総合計画」という。）との調和を図るとともに、地域強靱化の観点から、本市における様々な分野の計画等の指針となるものである。

第3節 計画期間

本計画の内容は、国基本計画に準じて概ね5年ごとに見直すこととするが、第2次伊佐市総合振興計画（前期）の終期である令和9年度（2027年度）に合わせるため、令和7年度（2025年度）から令和9年度（2027年度）までの3年間とする。

なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととする。

第2章 基本的な考え方

第1節 基本目標

次の4つを基本目標とする。

- ① 人命の保護が最大限図られること。
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること。
- ④ 迅速な復旧復興が図られること。

第2節 事前に備えるべき目標

強靱化を推進する上での事前に備えるべき目標として、次の8つを設定する。

- ① 直接死を最大限防ぐ。
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する。
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない。
- ⑥ 必要最低限の電気、ガス、上下水道等を確保するとともにこれらを早期に復旧させる。
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

第3節 基本的な方針

地域強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害に備えた強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、次の方針に基づき推進する。

1 地域強靱化の取組姿勢

- ・市の強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証し、取組を推進する。
- ・短期的な視点によらず、長期的な視野を持った計画的な取組を推進する。

2 適切な施策の組み合わせ

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ・「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効活用される対策となるように工夫する。

3 効率的な施策の推進

- ・既存の社会資本の有効活用等により、取組に要する費用を縮減し、効率的に施策を推進する。
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理に努める。
- ・人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ土地の合理的利用を促進する。

4 地域の特性に応じた施策の推進

- ・人のつながりやコミュニティ機能を向上させるとともに、地域における強靱化推進の担い手が活動できる環境整備に努める。
- ・高齢者、子ども、障がい者、観光客等に十分配慮して施策を講じる。
- ・地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

第3章 市の地域特性及び災害想定

第1節 伊佐市の地域特性

1 位置・地形

伊佐市は、鹿児島県の最北部に位置し、その広がり東西約 23 km、南北 27 km、総面積 392.36 k㎡で、北は熊本県水俣市、人吉市、東は宮崎県えびの市に、西は、出水市と薩摩郡さつま町に、南は始良郡湧水町に接している。周囲は九州山系の余脈によって囲まれ、盆地を形づくっており、海拔 180m、海岸からの距離 32 km、盆地はおおむね平坦であるが、北寄りの県境、宮ノ尾山は九州山脈に属し標高 877m、南寄りの国見岳連山、西寄りの久七峠で 748mの高地をなしており、盆地のほぼ中央を流れる羽月川を幹線に、山野川、十曾川、牛尾川、水ノ手川、白木川、重留川、市山川などが蛇行形に走って羽月川に注ぎ、川間川、芋田川、白川川が伊佐盆地を東西に流れている 1 級河川、川内川本流に注ぎ羽月下殿で合流している。これらの水系を中心として県内有数の水田地帯となっている。

地質については、最北部山地はおおむね輝石安山岩及び玄武岩、南部山地は泥溶岩、砂岩、瓦層、灰砂層からなっており、中央平坦部はほとんど粘土礫でなりたっている。

安山岩の山麓をおおう火山灰土は盆地の周辺で、250m以下の大地を形づくっている。

2 気象概況

過去 30 年間の気温は 15.7℃で、降雨量は年間平均 2,823 mmで梅雨期及び台風期に当たる 6 月～9 月には月平均 421.0 mm、この時期だけで年間降雨量の 60%以上に達し、台風にともなう豪雨、梅雨期の豪雨が災害を起こす原因となっている。

3 人口（将来推計）

本市の人口は、1950 年以降減少傾向が続き、2020 年の国勢調査では 24,453 人となっている。

将来の人口は、今後も減少傾向が続くとともに、特に年少人口（14 歳以下）と生産年齢人口（15 歳～64 歳）の減少が顕著に進み、高齢化率の上昇が続くものとみられ、伊佐市人口ビジョン（2025 年改訂版）において、2050 年には人口が 14,000 人を割り込むとともに、高齢化率が 6 割を超えることになると見込まれている。

第2節 対象とする自然災害

1 風水害

本市の過去の気象災害のうち特に被害が大きいのは大雨及び台風によるものである。これは、6月～8月にかけて年間降水量の約半分を占める大雨が降ることが多く、また、九州の南部に位置しており、台風が勢力の強い段階で接近するため、猛威にさらされやすいことが最大の原因である。

本市においては、近年における既往の風水害のうち、最大規模であった平成18年7月22日から23日にかけての県北部豪雨災害と同程度の規模の災害を想定災害とする。

災害名 (年月日)	県北部豪雨災害 (平成18年7月22日～23日)
気象概要	積算雨量 1,078 mm (7月19日～23日) 時間最大雨量 68 mm
人的被害	死者3名 負傷者6名
建物等被害	全壊 19 棟 半壊 228 棟 一部損壊 25 棟 床上浸水 48 棟 床下浸水 171 棟

2 地震

鹿児島県本土は、九州でも比較的有感地震の発生が少ない地域であるが、えびの地震や県北西部地震などでは、当市においても被害を受けていることから、今後、大きな災害を引き起こす地震が発生することが十分考えられるため、平常時から地震災害に備える体制を整えておく必要がある。

本市においては、鹿児島県地震等災害被害予測調査の結果をもとに、影響が最も大きいと考えられる「南海トラフ地震」を想定災害とする。

項目		被害想定結果 (南海トラフ地震)
建物被害	全壊・焼失棟数	250 棟
	半壊棟数	990 棟
人的被害	死者	—
	負傷者	20 人
	重傷者	10 人

第4章 脆弱性評価

第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本市で想定される大規模自然災害に対して、最悪の事態を回避するための施策を検討するため、国基本計画や県地域計画、本市の地域特性等を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」において、その妨げとなる30の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	建物等の大規模倒壊等による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数の人が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模地震等による多数の死者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	帰宅困難者への水・食料等の供給不足
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態の悪化
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	経済活動が再開できないことによる企業の生産力低下
		5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-3	物流機能等の大幅な低下
		5-4	食料等の安定供給の停滞
6	必要最低限の電気、ガス、上下水道等を確保するとともに、これらを早期に復旧させる	6-1	電気、ガス等の長期間にわたる機能停止
		6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	広域地盤沈下等による浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

第2節 脆弱性評価結果

30の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、本市が取り組んでいる施策について、その取組状況や現状の課題を分析するとともに、進捗が遅れている施策や新たな施策の必要性について検討し、脆弱性評価を次のとおり行った。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 建物等の大規模倒壊等による多数の死傷者の発生
①（住宅・建築物の耐震化） 大規模地震が発生した場合、市街地における住宅・建築物の倒壊などにより、多数の人的被害が想定されるため、住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。 ②（公共施設等の耐震化） 発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。 ③（多数の人が利用する建築物の耐震化） 大規模地震が発生した場合、不特定多数の人が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定されるため、不特定多数の人が利用する建築物については、特に耐震化を促進する必要がある。

④（沿道建物の耐震化）

大規模地震が発生した場合、沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、大規模地震に対応する耐震化が進んでいない沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

1-2 密集市街地や不特定多数の人が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

①（防火対策の推進）

大規模地震が発生した場合、住宅密集地や不特定多数の人が集まる施設の火災による、物的・人的被害が想定されるため、出火防止対策及び建物の関係者や住民の防火意識の向上を図る必要がある。

1-3 大規模地震等による多数の死者の発生

①（避難場所等の確保、避難所等の耐震化等）

広域にわたる大規模地震等が発生した際に、多数の死傷者が発生することが想定されるため、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進し、関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策を進める必要がある。

②（高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備）

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築が進められているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れており、整備を促進する必要がある。

③（無電柱化等）

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが予想されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

④（防災・防疫拠点の整備）

防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

①（河川改修等の治水対策の推進）

近年、気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水による甚大な浸水被害が懸念されるため、地元の要望や必要性、緊急性などを総合的に判断しながら、河川改修や雨水排水の整備推進を図る必要がある。

②（ダム等の補強対策等の促進）

ダム等の損壊・機能不全による二次災害が発生した場合、下流域の住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあることから、ダム等の機能の保持のため、中長期的維持管理方針を定めた長寿命化計画に基づき、より効果的・効率的なダムの維持管理及び設備の更新を行う必要がある。

③（内水対策に係る人材育成）

異常気象等が発生した場合、広域かつ長期的な市街地の浸水が想定されるため、内水対策について、より迅速な対応を行うための人材育成を推進する必要がある。

④（防災情報の提供）

異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水により住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあるため、農村情報連絡無線や防災メール・市ホームページ等による住民への広報に努めていく必要がある。

また、洪水による激甚化災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、防災マップ等を住民に周知する等のソフト対策を推進する必要がある。

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

①（土砂災害対策の推進）

近年、気候変動等の影響による集中豪雨、局地的大雨、大型台風等の増加、さらに地震の多発に伴って、これまで経験したことのない大規模な土砂災害の発生リスクが高まっている。市内の土砂災害危険箇所における整備率は未だ低い状況であるため、人命を守るための砂防施設等の整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。

②（治山事業の促進）

豪雨や地震の増加に伴って林地の崩壊など山地災害の発生が懸念されるため、山地災害の恐れのある山地災害危険地区について治山施設や森林の整備を推進する必要がある。

③（警戒避難体制の整備等、土砂災害警戒区域等の周知）

土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等を図るため、県が指定した土砂災害警戒区域等を基に、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。

また、異常気象等により大規模な土砂災害が生じるおそれがあるため、農村情報連絡無線や防災メール・市ホームページ等による住民への広報に努めていく必要がある。

④（地域防災力の向上と人材育成）

豪雨、地震等により、同時多発的に広域で大規模な災害が発生すると行政だけでは対応できない場合があり、自助と共助を高めて地域防災力を向上させるためにも、防災リーダー等の人材育成を推進する必要がある。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

①（水道施設の耐震化）

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。

②（物資輸送ルートの確保）

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定される。道路施設や橋梁などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

③（高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備）〔再掲 1-3-②〕

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築が進められているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れており、整備を促進する必要がある。

④（備蓄物資の供給体制等の強化）

市備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

⑤（応急給水体制の整備）

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあるため、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。

⑥（防災・防疫拠点の整備）〔再掲 1-3-④〕

防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

①（孤立集落対策の推進）

災害発生時には、道路の寸断により孤立集落が発生するおそれがあるため、既存の道路施設等の点検等の結果を踏まえ、防災対策を要する箇所についてのハード対策を着実にを行い、災害に強い道路づくりを推進する必要がある。

②（物資輸送ルートの確保）〔再掲 2-1-②〕

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定される。道路施設や橋梁などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

③（防災・防疫拠点の整備）〔再掲 1-3-④〕

防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。

2-3 消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

①（消防の体制等強化）

大規模自然災害時には、特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案が同時に多発する可能性があり、消防力が劣勢になることが予想される。活動人員の確保を図るとともに、緊急消防援助隊など応援隊の受入態勢を整備し、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する必要がある。

②（情報通信機能の耐災害性の強化）

情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。

2-4 帰宅困難者への水・食料等の供給不足

①（一時滞在施設の確保、水・食料等の備蓄）

帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保を図るとともに、当該施設における飲料水や食料等の備蓄を促進する必要がある。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

①（ドクターヘリの活用）

災害時での緊急対応ができるよう、県が運航するドクターヘリについて、県及び関係機関との連携を強化する必要がある。

②（高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備）〔再掲 1-3-②〕

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築が進められているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れており、整備を促進する必要がある。

③（防災・防疫拠点の整備）〔再掲 1-3-④〕

防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。

2-6 疾病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態の悪化

①（感染症の発生・まん延防止）

浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、関連部署や消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保に努める必要がある。

②（避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進）

避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う必要がある。

③（災害時保健活動及び DHEAT 受援体制の整備）

被災地や避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受援体制を構築する必要がある。

④（避難所の整備）

避難所の耐震化・老朽化対策を行うとともに、トイレや施設のバリアフリー化など、避難所としての防災機能を強化する必要がある。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

①（公共施設等の耐震化）〔再掲 1-1-②〕

発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。

②（電力供給遮断時の電力確保）

電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所における住民生活等に必要不可欠な電力や防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保するため、非常用発電機やその燃料の確保、太陽光発電システムの導入が必要である。

③（BCP の見直し等）

業務継続体制を強化するため、市の業務継続計画（BCP）の見直し、及び実効性向上を図る必要がある。

④（市WAN及び基幹系ネットワークの機器等の冗長化等）

市役所WAN（WideAreaNetwork）及び基幹系ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止の防止を念頭に、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等を実施する必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

①（情報通信機能の耐災害性の強化等）

電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を市民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。

4-2 情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

①（情報通信手段の多様化等）

全国瞬時警報システム（Jアラート）の自動起動装置の活用、農村情報連絡無線や消防救急無線のデジタル化等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多様化・確実化に努めているところであり、それらの施策を着実に進める必要がある。

②（市の人員確保・体制整備）

情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、特に情報収集・提供に必要な人員・体制を整備する必要がある。

③（災害発生時の情報発信）

災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。

④（住民への災害情報提供）

住民への災害情報提供にあたり、市と自治会や自主防災組織などが連携して、災害情報を共有する必要がある。

また、市内に滞在している観光客に対して正確な情報提供をできるだけ迅速に行う必要がある。

⑤（防災情報の提供）〔再掲 1-4-④〕

異常気象等による豪雨の発生時に、浸水による住民等の生命・身体に危害が発生することを抑えるため、農村情報連絡無線や防災メール・市ホームページ等により住民への広報を図る。

また、洪水による激甚化災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築のため、地区ごとの防災マップ等を住民に周知する等のソフト対策を推進する。

⑥（防災・防疫拠点の整備）〔再掲 1-3-④〕

防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 経済活動が再開できないことによる企業の生産力低下

①（物資輸送ルートの確保）〔再掲 2-1-②〕

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定される。道路施設や橋梁などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

②（無電柱化等）〔再掲 1-3-③〕

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが予想されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある

5-2 経済活動が再開できないことによる企業の生産力低下

①（危険物施設の安全対策等の強化）

危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等における優先順位を防災規程等に定めるなど地震対策の強化を進める必要がある。

②（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

5-3 物流機能等の大幅な低下

①（物資輸送ルートの確保）〔再掲 2-1-②〕

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定される。道路施設や橋梁などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

②（高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備）〔再掲 1-3-②〕

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築が進められているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れており、整備を促進する必要がある。

③（防災・防疫拠点の整備）〔再掲 1-3-④〕

防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。

5-4 食料等の安定供給の停滞

①（備蓄物資の供給体制等の強化）〔再掲 2-1-④〕

市備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

②（緊急物資の輸送体制の構築）

大規模自然災害の発生した場合に緊急に必要となる食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を促進するとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る必要がある。

③（防災・防疫拠点の整備）〔再掲 1-3-④〕

防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。

6 必要最低限の電気、ガス、水道等を確保するとともにこれらを早期に復旧させる

6-1 電気、ガス等の長期間にわたる機能停止

①（電力供給遮断時の電力確保）〔再掲 3-1-②〕

電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所における住民生活等に必要不可欠な電力や防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保するため、非常用発電機やその燃料の確保、太陽光発電システムの導入が必要である。

②（再生可能エネルギー等の導入促進）

長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入を促進する施策の検討が必要である。

③（危険物施設の安全対策等の強化）〔再掲 5-2-①〕

危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等における優先順位を防災規程等に定めるなど地震対策の強化を進める必要がある。

④（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）〔再掲 5-2-②〕

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

⑤（無電柱化等）〔再掲 1-3-③〕

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが予想されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

①（水道施設の耐震化）〔再掲 2-1-①〕

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。

②（し尿処理施設の防災対策の強化）

大規模地震等が発生した場合、し尿処理施設の被災により施設が使用不能となり、し尿処理に支障を来すことが想定されるため、県及び県内市町村間の災害時相互支援協定を締結しているところであるが、災害時における施設の代替性確保及び管理主体の連携、管理体制の更なる強化等に努める必要がある。

6-3 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

①（高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備）〔再掲 1-3-②〕

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築が進められているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れており、整備を促進する必要がある。

②（無電柱化等）〔再掲 1-3-③〕

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが予想されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

①（消火・救助活動能力の強化）

大規模自然災害時には、特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案が同時に多発する可能性があり、消防力が劣勢になることが想定されるため、消防力（施設・消防水利）の強化を図る必要がある。

②（都市公園事業の推進）

大規模地震等が発生した場合、市街地での大規模火災が発生することが想定されるため、都市公園事業の推進により、災害発生時の避難・救助活動の場となる都市公園や緑地を確保する必要がある。

7-2 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

①（沿道建物の耐震化）〔再掲 1-1-④〕

大規模地震が発生した場合、沿道建築物複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、大規模地震に対応する耐震化が進んでいない沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

7-3 ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

①（ダム等の補強対策等の促進）〔再掲 1-4-②〕

ダム等の損壊・機能不全による二次災害が発生した場合、下流域の住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあることから、ダム等の機能の保持のため、中長期的維持管理方針を定めた長寿命化計画に基づき、より効果的・効率的なダムの維持管理及び設備の更新を行う必要がある。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

①（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）〔再掲 5-2-②〕

危険物施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

②（有害物質の流出対策等の推進）

大規模自然災害の発生に伴う有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、国等と連携して対応する必要がある。

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

①（農地浸食防止対策の推進）

豪雨が生じた場合、農地の土壌流出や法面の崩壊が生じ、農地の浸食や下流人家等への土砂流入等の被害が及ぶことが想定されるため、被害を未然に防止するための農地浸食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する必要がある。

②（適切な森林整備）

適期に施業が行われていない森林や、伐採したまま植栽等が実施されない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障を来すおそれがあるため、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する必要がある。

③（治山事業の促進）〔再掲 1-5-②〕

豪雨や地震の増加に伴って林地の崩壊など山地災害の発生が懸念されるため、治山施設や森林の整備を推進する必要がある。

④（鳥獣被害防止対策の推進）

鳥獣による農林業被害により、耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下が想定されるため、各地域において、「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」の3つを柱としたソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する必要がある。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①（災害廃棄物処理計画の策定、見直し）

建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を継続的に見直し、処理の実効性向上に努める必要がある。

②（ストックヤードの確保）

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊により大量の災害廃棄物が発生することが予想され、早急な復旧・復興のためには、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する必要がある。

③（災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上）

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊により大量の災害廃棄物が発生し、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定されるため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関と協定を締結し、さらなる協力体制の実効性向上に取り組む必要がある。

8-2 道路啓開等を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①（道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の確保・育成）

行政機関と建設関係団体との災害協定の締結等の取組が進められているが、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。

また、地震、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労務者の高齢化等による担い手不足が懸念されるため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。

8-3 広域地盤沈下等による浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①（液状化危険度の高い地域への住民周知等）

大規模地震等が発生した場合、液状化現象が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等を図るため、液状化危険度の高い地域に住む住民へ、県の被害予測調査により指定された液状化危険度の想定を基に、液状化危険度分布図・液状化ハザードマップ等の周知を図る必要がある。

8-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①（コミュニティ力強化の支援）

災害が起きた時の市民の対応力を向上するためには、必要なコミュニティ力を構築する必要がある。本市においては、自治会や地区コミュニティ協議会の活動支援のほか、自主防災組織による防災訓練・防災教育等を通じた地域づくりや、セーフコミュニティの推進等、自治会未加入者への自治会加入促進等、コミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実させる必要がある。

第5章市地域計画の推進方針

第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針

第4章第2節の脆弱性評価結果を踏まえて、「起きてはならない悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な推進方針を次のとおり定めた。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 建物・交通施設等の大規模倒壊等による多数の死傷者の発生

①（住宅・建築物の耐震化）

住宅・建築物の耐震化を促進する。また、災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等ストック総合改善事業、住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。

②（公共施設等の耐震化）

公共施設等の被災による、避難や救助活動等の障害を防ぐため、公共施設等の耐震化を推進する。

③（多数の人が利用する建築物の耐震化）

不特定多数の人が利用する建築物の倒壊による、多数の人的被害の発生を抑えるため、不特定多数の人が利用する建築物について耐震化を促進する。

④（沿道建物の耐震化）

沿道建築物複合的な倒壊による、避難や応急対応への障害が発生することを防ぐため沿道建築物の耐震化を促進する。

1-2 密集市街地や不特定多数の人が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

①（防火対策の推進）

住宅密集地や不特定多数の人が集まる施設の火災による、物的・人的被害を抑えるため、出火防止対策及び建物の関係者や住民の防火意識の向上を図る。

1-3 大規模地震等による多数の死者の発生

①（避難場所等の確保、避難所等の耐震化等）

大規模地震等の発生時に、避難行動に遅れが生じることによる多数の死傷者の発生を抑えるため、避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進する。

②（高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備）

災害時の緊急輸送を確保するための高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路については、本県の供用率は全国平均に対して遅れているため、整備を促進する。

③（無電柱化等）

電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難時の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進める。

④（防災・防疫拠点の整備）

防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点とする。

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

①（河川改修等の治水対策の推進）

大規模洪水による甚大な浸水被害の発生を抑えるため、河川改修や雨水排水の整備推進を図る。

②（ダム等の補強対策等の促進）

ダム等の機能の保持のため、中長期的維持管理方針を定めた長寿命化計画に基づき、効果的・効率的なダム等の維持管理及び設備の更新を行うよう要請する。

③（内水対策に係る人材育成）

広域かつ長期的な市街地の浸水被害を抑えるため、内水対策をより迅速に対応できる人材の育成を推進する。

④（防災情報の提供）

異常気象等による豪雨の発生時に、浸水による住民等の生命・身体に危害が発生することを抑えるため、農村情報連絡無線や防災メール・市ホームページ等により住民への広報を図る。

また、洪水による激甚化災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築のため、地区ごとの防災マップ等を住民に周知する等のソフト対策を推進する。

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

①（土砂災害対策の推進）

大規模な土砂災害の発生リスクを抑えるため、土砂災害危険箇所における整備率は低い状況であることを踏まえ、人命を守るための砂防施設等の整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る。

②（治山事業の促進）

林地の崩壊など山地災害の発生を防ぐため、治山施設や森林の整備を促進する。

③（警戒避難体制の整備等、土砂災害警戒区域等の周知）

土砂災害に対する安全度の向上を図るため、当該区域における警戒避難体制の整備を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の周知を図る。

④（地域防災力の向上と人材育成）

自助と共助を高めて地域防災力を向上させるため、防災リーダー等の人材育成を推進する。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

①（水道施設の耐震化）

水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を促進する。

②（物資輸送ルートの確保）

陸上からの物資供給の長期停止を防ぐため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。

③（高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備）[再掲 1-3-②]

災害時の緊急輸送を確保するための高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路については、本県の供用率は全国平均に対して遅れているため、整備を促進する。

④（備蓄物資の供給体制等の強化）

市備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する。

⑤（応急給水体制の整備）

水道施設の被災時に、水の供給に支障を来すことのないよう、被災した水道施設の迅速な把握を行うとともに、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る。

⑥（防災・防疫拠点の整備）[再掲 1-3-④]

防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点とする。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

①（孤立集落対策の推進）

道路の寸断による孤立集落の発生を防ぐため、防災対策を要する箇所についてのハード対策を着実に行之、災害に強い道路づくりを推進する。

②（物資輸送ルートの確保）[再掲 2-1-②]

陸上からの物資供給の長期停止を防ぐため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。

③（防災・防疫拠点の整備）[再掲 1-3-④]

防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点とする。

2-3 消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

①（消防の体制等強化）

火災、救助、救急事案が同時に多発した時に、消防力が劣勢になることを防ぐため、活動人員の確保や緊急消防援助隊など応援隊の受入態勢を整備し、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する。

②（情報通信機能の耐災害性の強化）

情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する。

2-4 帰宅困難者への水・食料等の供給不足

①（一時滞在施設の確保、水・食料等の備蓄）

帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保を図るとともに、当該施設における飲料水や食料等の備蓄を促進する。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

①（ドクターヘリの活用）

災害時での緊急対応ができるよう、県が運航するドクターヘリについて、県及び関係機関との連携を強化する。

②（高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備）[再掲 1-3-②]

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備促進活動を推進する。

③（防災・防疫拠点の整備）〔再掲 1-3-④〕

防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点とする。

2-6 疾病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態の悪化

①（感染症の発生・まん延防止）

浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、関連部署や消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保を行う。

②（避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進）

避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う。

③（災害時保健活動及び DHEAT 受援体制の整備）

発災直後から、メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受援体制を構築する。

④（避難所の整備）

避難所の耐震化・老朽化対策を行い、防災機能の強化を推進する。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

①（公共施設等の耐震化）〔再掲 1-1-②〕

公共施設等の被災による避難や救助活動等の障害を防ぐため、公共施設等の耐震化を推進する。

②（電力供給遮断時の電力確保）

電力供給遮断等の非常時のために、非常用発電機やその燃料を確保する。また、太陽光発電システムの導入を推進する。

③（BCP の見直し等）

業務継続体制を強化するため、市の業務継続計画（BCP）を継続的に見直し、実効性の向上を図る。

④（市WAN及び基幹系ネットワークの機器等の冗長化等）

市役所WAN（WideAreaNetwork）及び基幹系ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止の防止を念頭に、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等を実施する。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

①（情報通信機能の耐災害性の強化等）

情報通信の麻痺・長期停止にも、防災情報等を市民へ情報伝達するため、情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する。

4-2 情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

①（情報通信手段の多様化等）

全国瞬時警報システム（J アラート）や防災メール等など情報伝達手段の多様化・確実化をさらに進める。

②（市の人員確保・体制整備）

情報収集・提供手段の整備の進展に伴い、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、必要な人員・体制整備を行う。

③（災害発生時の情報発信）

災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じた発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションするなど訓練を行う。

④（住民への災害情報提供）

住民への災害情報提供にあたり、市と自治会や自主防災組織などが連携して、災害情報の共有を図る。

また、市内に滞在している観光客に対して正確な情報提供を迅速に行う。

⑤（防災情報の提供）[再掲 1-4-④]

異常気象等による豪雨の発生時に、浸水による住民等の生命・身体に危害が発生することを抑えるため、農村情報連絡無線や防災メール・市ホームページ等により住民への広報を図る。

また、洪水による激甚化災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築のため、地区ごとの防災マップ等を住民に周知する等のソフト対策を推進する。

⑥（防災・防疫拠点の整備）〔再掲 1-3-④〕

防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点とする。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 経済活動が再開できないことによる企業の生産力低下

①（物資輸送ルートの確保）〔再掲 2-1-②〕

陸上からの物資供給の長期停止を防ぐため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。

②（無電柱化等）〔再掲 1-3-③〕

電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難時の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進める。

5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

①（危険物施設の安全対策等の強化）

危険物施設における大量の危険性物質の流出を防ぐため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等における優先順位を防災規程等に定めるなど、地震対策の強化を図る。

②（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する大規模かつ特殊な災害を防ぐため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備等を進める。

5-3 物流機能等の大幅な低下

①（物資輸送ルートの確保）〔再掲 2-1-②〕

陸上からの物資供給の長期停止を防ぐため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。

②（高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備）〔再掲 1-3-②〕

災害時の緊急輸送を確保するための高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路については、本県の供用率は全国平均に対して遅れているため、整備を促進する。

③（防災・防疫拠点の整備）〔再掲 1-3-④〕

防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点とする。

5-4 食料等の安定供給の停滞

①（備蓄物資の供給体制等の強化）〔再掲 2-1-④〕

市備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する。

②（緊急物資の輸送体制の構築）

食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を促進するとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る。

③（防災・防疫拠点の整備）〔再掲 1-3-④〕

防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点とする。

6 必要最低限の電気、ガス、水道等を確保するとともにこれらを早期に復旧させる

6-1 電気、ガス等の長期間にわたる機能停止

①（電力供給遮断時の電力確保）〔再掲 3-1-②〕

電力供給遮断等の非常時のために、非常用発電機やその燃料の確保を確保するとともに、太陽光発電システムの導入を推進する。

②（再生可能エネルギー等の導入促進）

長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入を促進する。

③（危険物施設の安全対策等の強化）〔再掲 5-2-①〕

危険物施設における大量の危険性物質の流出を防ぐため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規程等に定めるなど、地震対策の強化を図る。

④（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）〔再掲 5-2-②〕

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する大規模かつ特殊な災害を防ぐため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備等を進める。

⑤（無電柱化等）〔再掲 1-3-③〕

電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難時の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進める。

6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

①（水道施設の耐震化）〔再掲 2-1-①〕

水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を促進する。

②（し尿処理施設の防災対策の強化）

し尿処理施設の被災によりし尿処理に支障を来すことのないよう、災害時における施設の代替性確保及び管理主体の連携、管理体制の更なる強化等を進める。

6-3 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

①（高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備）〔再掲 1-3-②〕

災害時の緊急輸送を確保するための高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路については、本県の供用率は全国平均に対して遅れているため、整備を促進する

②（無電柱化等）〔再掲 1-3-③〕

電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難時の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進める。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

①（消火・救助活動能力の強化）

火災、救助、救急事案が同時に多発した時に、消防力が劣勢になることを防ぐため施設・消防水利の強化を図る。

②（都市公園事業の推進）

市街地での大規模火災の発生時における避難・救助活動の場となる都市公園や緑地の確保を図る。

7-2 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

①（沿道建物の耐震化）〔再掲 1-1-④〕

沿道建築物複合的な倒壊による、避難や応急対応への障害が発生することを防ぐため沿道建築物の耐震化を促進する。

7-3 ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

①（ダム等の補強対策等の促進）〔再掲 1-4-②〕

ダム等の機能の保持のため、中長期的維持管理方針を定めた長寿命化計画に基づき、効果的・効率的なダム等の維持管理及び設備の更新を行うよう要請する。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

①（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）〔再掲 5-2-②〕

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する大規模かつ特殊な災害を防ぐため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備等を進める。

②（有害物質の流出対策等の推進）

有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルにより、国等と連携して対応する。

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

①（農地浸食防止対策の推進）

豪雨による農地の浸食や下流人家等への土砂流入等の被害を抑えるため、農地浸食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する。

②（適切な森林整備）

大規模な森林被害を防ぐため、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する。

③（治山事業の促進）〔再掲 1-5-②〕

林地の崩壊など山地災害の発生を防ぐため、治山施設や森林の整備を促進する。

④（鳥獣被害防止対策の推進）

鳥獣による農林業被害による耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下を防ぐため鳥獣の侵入防止や捕獲による個体数の調整など、ソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①（災害廃棄物処理計画の策定、見直し）

災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を継続的に見直し、処理の実効性向上に努める。

②（ストックヤードの確保）

建物の浸水や倒壊等による大量の災害廃棄物の発生に対応するため、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する。

③（災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上）

建物の浸水や倒壊等による大量の災害廃棄物の発生に対応するため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関との協定のもと、さらなる協力体制の実効性向上に取り組む。

8-2 道路啓開等を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①（道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の確保・育成）

道路啓開等の担い手不足を解消するため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。

8-3 広域地盤沈下等による浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①（液状化危険度の高い地域への住民周知等）

大規模地震等が発生した場合、液状化現象が発生するおそれがある区域における警戒避難体制の整備等を図るため、液状化危険度の高い地域に住む住民へ、液状化危険度分布図・液状化ハザードマップ等の周知を図る。

8-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①（コミュニティ力強化の支援）

災害時の市民の対応力を向上するため、自治会や地区コミュニティ協議会の活動支援のほか、自主防災組織による防災訓練・防災教育等を通じた地域づくりや、セーフコミュニティの推進等、自治会未加入者への自治会加入促進等、コミュニティ力を強化するための支援等の取組の充実を図る。

第2節 指標

推進方針で示した本市の主な優先すべき取組の進捗状況を把握するための指標を、次のとおり設定した。

No.	指標名	現状	目標	リスク シナリオ
1	市営住宅の耐震化率	45.24%	77.62%	1-1
2	市道の整備率	41.90%	65.60%	1-3 2-1 2-2 2-3 2-5 5-1 5-3 5-4
3	国道・県道の改良率	87.60%	88.60%	1-3 2-1 2-2 2-3 2-5 5-1 5-3 5-4
4	市道の橋梁修繕の進捗率	89.30%	90.00%	1-3 2-1 2-2 5-3 5-4
5	老朽水道管更新 10 か年計画の進捗率	12.30%	13.90%	2-1
6	水道基幹管路耐震化 10 か年計画の進捗率	26.00%	29.70%	2-1 6-2

※ 原則、現状値は令和6年度（2024年度）、目標値は令和9年度（2027年度）

第6章本計画の推進

第1節 市の他の計画等の必要な見直し

本計画は、地域の強靱化の観点から、市における様々な分野の計画等の指針となるものであることから、市地域計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、必要に応じて内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行う。

第2節 市地域計画の進捗管理

市地域計画の進捗管理は、PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルにより行うこととし、毎年度、指標や各施策の進捗状況を踏まえながら検証を行い、必要に応じて計画の見直しを図っていくこととする。